

平成 29 年 1 月 25 日

スポーツ庁政策課 調査係 御中

公益財団法人日本テニス協会

スポーツ基本計画（中間報告）に対する日本テニス協会意見書

テニスというスポーツには、男女の隔たりなく、また、高齢者であっても障がいのある方であっても、誰もが簡単にプレーを楽しむことができるという素晴らしい特徴があり、それゆえ人々は、生涯を通じ、いつでも、どこでも、誰とでも、テニスに親しむことができます。これは、テニスがメジャースポーツの 1 つとして世界中の人々から愛されている大きな理由の 1 つといえます。私ども日本テニス協会は、そうしたテニスの素晴らしい特性を踏まえながら、公益法人として、生涯スポーツ、競技スポーツ、観るスポーツとしてのテニスの振興を通じ、国民の心身の健全な発達と国際親善に寄与・貢献することを事業目的としています。

「第 2 期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」では、スポーツで「人生」が変わる！、スポーツで「社会」を変える！、スポーツで「世界」とつながる！、スポーツで「未来」を創る！を標語に、「1 億総スポーツ社会」の実現を謳われていました。本協会はこの中間報告の方向性を大いに歓迎するものです。その上で、本年 3 月の第 2 期スポーツ基本計画の策定に向けたスポーツ審議会審議の参考として、日本のテニスを統轄する中央競技団体として、以下のとおり意見を提出させていただきます。

1. 日本テニス協会は、子供たちの健全な成長を促し、社会人としてまた国際人として育むというスポーツの社会的側面に重きを置いて日々の活動を行っています。残念ながら、今回の中間報告にある「1 億総スポーツ社会」の実現に向けたプランの中には、スポーツまたは体育が本来的に目指してきた、日本の将来を担う子供たちの健全な育成や社会性の醸成といったより原点的な視点が欠けているように思えます。
2. 中間報告では、「1 億総スポーツ社会」の実現に関し、11 ページで「民間事業者による健康経営を促進し、スポーツ参画人口の拡大を図る」とし、またその脚注で、健康経営の定義について「「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することであり、企業理念に基づき従業員への投資を行うこと」としています。ここでいう民間事業者とは一般的な企業を指すものと思いますが、生涯スポーツとし

でのテニスを振興している本協会にとっては、民間スポーツ事業者が果たし得る役割への言及が少ないのが気がかりです。

特にテニスの場合は、テニスをする場として、公共施設、学校施設に加えて民間事業者によるテニスクラブやテニススクールが重要な地位を占めています。こうした事業者〈法人及び個人〉の多くは、必要とする施設や敷地の規模から、長年、固定資産税や相続税制面の問題に直面しており、これらは事業継続の上で大きな負担となっています。

3. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実との関連で申せば、「1億総スポーツ社会」の実現には、民間スポーツ施設の果たす役割を抜きにすることはできません。民間スポーツ施設の持つ社会的・公共的役割を認めるという発想の転換も必要な時代となっているのではないのでしょうか。その意味でも、第2期スポーツ基本計画では、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとしての「民間スポーツ事業者における健全経営の促進」の具体策として、民間スポーツ事業者が抱えている固定資産税と相続税の宅地並み課税問題を取り上げて頂きたいと思います。
4. 中間報告にある「スポーツを通じた活力があり、強い社会の実現について」との関連で申せば、中学校、特に公立中学校における硬式テニスの部活動が困難なことは人気スポーツ、オリンピック・パラリンピック競技種目としてのテニスの普及にとって大きな障害となっています。硬式テニスの日本中体連加盟問題に象徴されるスポーツが抱える制度問題への対応も「1億総スポーツ社会」実現にとって避けて通ることはできない問題であると考えます。
5. 「国際競争力の向上について」においては、政策目標としてオリンピック・パラリンピックでの金メダル獲得が掲げられています。しかし、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック以降、メダル獲得アスリートがプロ転向に踏み切る事例が多く見られるようになっています。またプロ化した選手の活躍により、「する」スポーツ、「みる」スポーツの振興という好循環も期待されているところです。従って、スポーツ基本計画においては、スポーツ振興や普及さらには国際競技力向上におけるプロ選手の役割についての言及も期待したいところです。

以上